

生活保護法の一部を改正する法律(昭和二十五年五月四日法律第四百四十四号) 抜粋

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護(第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)、福祉用具の給付、施設介護、介護予防(同条第五項に規定する)及び介護予防福祉用具の給付は、介護機関(その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画を作成する者、その事業として[介護保険法第八条第十三項](#)に規定する特定福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項において「特定福祉用具販売事業者」という。)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行う者及び地域包括支援センター並びにその事業として[同法第八条の二第十三項](#)に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。))をいう。以下同じ。)であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)にこれを委託して行うものとする。

3 前条第五項及び第六項の規定は、介護扶助について準用する。